



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

- 訓令
* 20 和歌山県公印規程の一部を改正する訓令 (総務課) 1

訓 令

和歌山県訓令第20号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年5月9日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 宮 崎 泉

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令
和歌山県公印規程（昭和42年和歌山県訓令第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
種類	形状	寸法（ミリメートル）	管守責任者	種類	形状	寸法（ミリメートル）	管守責任者
略				略			
知事職務代理者印	〃	<u>24・15</u>	略	知事職務代理者印	〃	<u>24</u>	略
	〃	<u>24</u>	<u>各振興局長 東牟婁振興局串本建設部長</u>		〃	〃	略
知事職務代理者印（会計用）	〃	<u>24・15</u>	略	知事職務代理者印（会計用）	〃	〃	略
略				略			

附 則
この訓令は、令和7年5月10日から施行する。